

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

● 関東信越厚生局への届出に関する事項

- 当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。
  - 基本診療料
    - 時間外対応加算2
    - 情報通信機器を用いた診療
  - 特掲診療料
    - 在宅療養支援診療所3
    - 在宅時医学総合管理料
    - 施設入居時医学総合管理料
    - がん性疼痛緩和指導管理料
    - 在宅がん医療総合診療料
    - 在宅療養実績加算1
    - 在宅医療情報連携加算

● 保険外負担に関する事項

- 当院は以下の項目について、その使用回数に応じた実費の負担をお願いしております。
  - 診断書および証明書 1通 3,300～6,600円(税込)
- その他の書類代等については別表をご覧ください。

● 病院指定事項

- 生活保護法に基づく指定医療機関
- 難病医療費助成指定医療機関
- 被爆者援護法に基づく一般疾病医療機関
- 労災保険指定医療機関

● 時間外対応加算2

- 診療所を継続的に受診している患者からの電話等による問い合わせに対し、常時 電話等により対応できる体制をとっています。

● 明細書発行体制加算

- 当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。
- 明細書には個別の診療内容が記載されるものですので、その点をご理解いただき、発行を希望されない方は会計窓口にてお申し出ください。

- 情報通信機器を用いた診療に関わる施設基準
  - オンライン診療の点数
    - 初診: 253点
    - 再診: 75点
  - 情報通信機器を用いた診療を行うにつき、十分な体制が整備されているものとして、当院は以下ア～ウを満たしております。
    - ア) 保険医療機関外で診療を実施することがあらかじめ想定される場合においては、実施場所が厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(以下「オンライン指針」という。)に該当しており、事後的に確認が可能です。
    - イ) 対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められていることを踏まえて、対面診療を提供できる体制を有しております。
    - ウ) 患者さんの状況によって、当院において対面診療を提供することが困難な場合に、他の医療機関と連携して対応しております。
      - オンライン指針に沿って診療を行う体制を有する保険医療機関です。
      - 情報通信機器を用いた診療に係る施設基準に係る届出を行っております。
      - 毎年8月において、前年度における情報通信機器を用いた診療実施状況及び診療の件数について、届出を行っております。
  - 初診の方もご相談いただけますが、初診時の向精神薬の処方はいたしかねます。
- ご相談・ご意見への対応について
  - ご相談、ご意見等については、受付にお申し出ください。

## 文書料一覧

下記表に記載のない文書料に関しては、お問合せください。

|                                    |    |            |
|------------------------------------|----|------------|
| おむつ証明書                             | 一通 | 3,300円(税込) |
| 診断書(当院書式)<br>※病名などを証明する目的で作成される文書類 | 一通 | 3,300円(税込) |
| 施設入所目的の診断書                         | 一通 | 4,400円(税込) |
| 死亡診断書                              | 一通 | 6,600円(税込) |